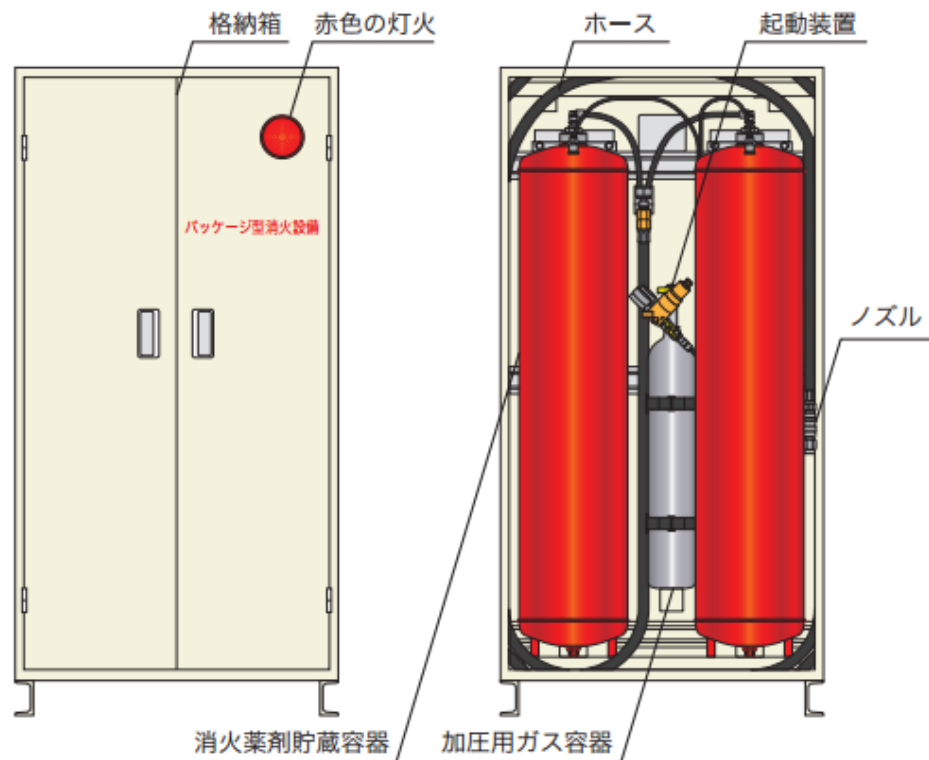


第2-2 パッケージ型消火設備

1 主な構成

人の操作によりホースを延長し、ノズルから消火薬剤（消火に供する水を含む。）を放射して消火を行う消火設備であって、ノズル、ホース、リール又はホース架、消火薬剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器等を一の格納箱に収納したものである。（第 2-2-1 図参照）

（Ⅰ型）



（取り扱い方法）

①加圧用ガス容器を開く



②ノズルを持ちホースを取り出し、ノズルのコックを全開して火元に向かって放射する。



（第 2-2-1 図）

2 用語の意義

この項において用いる用語の定義は、次による。

- ア 「Ⅰ型」とは、パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成 16 年消防庁告示第 12 号。以下「パッケージ型消火設備告示」という。）告示第 5 及び第 6 においてⅠ型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。
- イ 「Ⅱ型」とは、パッケージ型消火設備告示第 5 及び第 6 においてⅡ型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。

3 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件

パッケージ型消火設備は、政令第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、政令別表第 1 (1) 項から (12) 項まで若しくは (15) 項に掲げる防火対象物又は同表 (16) 項に掲げる防火対象物の同表 (1) 項から (12) 項まで若しくは (15) 項に掲げる防火対象物の用途に供される部分であって、次に定めるもの（指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危政令別表第 4 で定める数量の 750 倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）であって、次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。）に設置することができる。（パッケージ型消火設備告示第 3 関係。第 2-2-2 図参照）

なお、「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部を有しない場所をいうものであること。

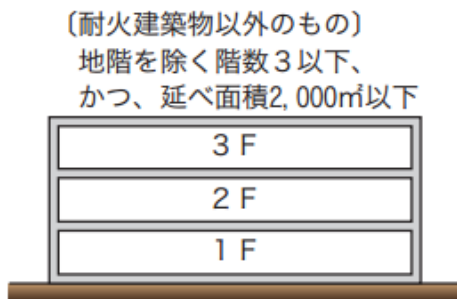
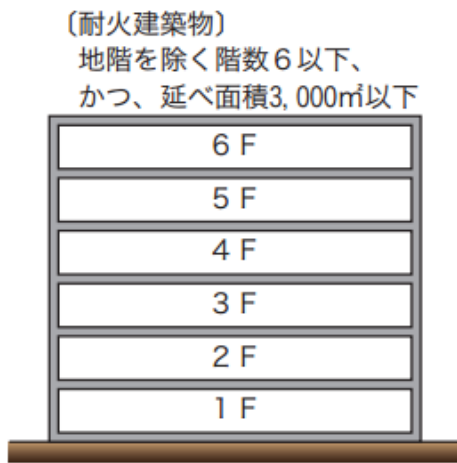
(1) Ⅰ型

- ア 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が 6 以下であり、かつ、延べ面積が 3,000 ㎡以下のもの
- イ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が 3 以下であり、かつ、延べ面積が 2,000 ㎡以下のもの

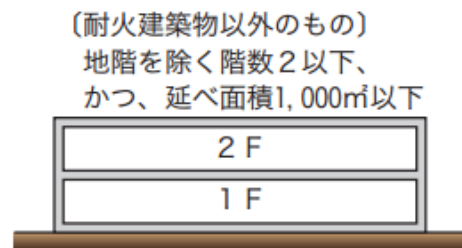
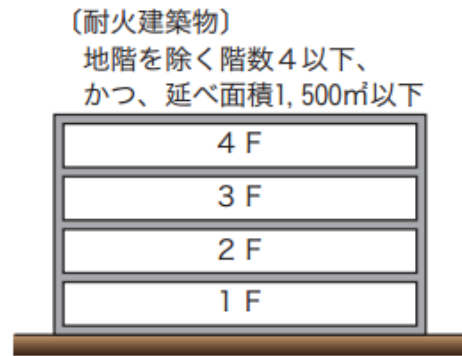
(2) Ⅱ型

- ア 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が 4 以下であり、かつ、延べ面積が 1,500 ㎡以下のもの
- イ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が 2 以下であり、かつ、延べ面積が 1,000 ㎡以下のもの

I 型を設置できる防火対象物



II 型を設置できる防火対象物



(注) 地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。

(第2-2-2 図)

4 機器

パッケージ型消火設備は、パッケージ型消火設備告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

5 設置方法等

パッケージ型消火設備告示第4に規定するパッケージ型消火設備の設置は、次によること。

- (1) 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離がⅠ型にあっては20m以下、Ⅱ型にあっては15m以下となるように設けること。(パッケージ型消火設備告示第4第1号関係)
- (2) 階の出入口又は階段に近く、火災の際容易に操作ができる位置に設けること。▲

- (3) 間仕切壁等により放射できない部分が生じないように、ホースを延長する経路、ホースの長さ及び放水距離を考慮し、当該階の各部分に有効に放射することができるよう設けること。▲（第 2-2-3 図参照）

なお、この場合の放水距離は、おおむね 10m とすること。ただし、機器仕様書に明示された放射距離がこれによらない場合は、当該機器仕様書に明示された放射距離とすることができる。

種類	水平距離 (m)	防護面積 (㎡)	ホースの長さ (m)	放射距離 (m)
I 型	20m	850 ㎡以下	25m	10m(注)
II 型	15m	500 ㎡以下	20m	

(注) 機器仕様書に明示された放射距離がこれによらない場合は、当該機器仕様書に明示された放射距離

(第 2-2-3 図)

- (4) 地震動等により倒れないよう堅固に固定すること。
 (5) 扉の開閉が容易で、ホースが避難の障害とならないように設けること。
 (6) 円滑な操作及び点検が行えるよう、周囲に障害物がない場所で、かつ、照明装置又は明かり窓が設けられていること。▲
 (7) 防護する部分の面積は、I 型にあっては 850 ㎡以下、II 型にあっては 500 ㎡以下とすること。(パッケージ型消火設備告示第 4 第 2 号関係)
 (8) 40℃以下で温度変化が少ない場所に設けること。(パッケージ型消火設備告示第 4 第 3 号関係)
 (9) 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に設けること。(パッケージ型消火設備告示第 4 第 4 号関係)

6 赤色の灯火及び表示

パッケージ型消火設備告示第 4 第 5 号に規定する赤色の灯火及び表示は、次によること。

(1) 赤色の灯火

ア 消火薬剤貯蔵容器の直近の見やすい箇所に赤色の灯火を設けること。
 (パッケージ型消火設備告示第 4 第 5 号関係)

イ 赤色の灯火は、常時点灯とすること（非常電源を付置することを要しない。）。

ウ 赤色の灯火は、取付け面と 15° 以上の角度となる方向に沿って 10m 離れたところから容易に識別できるものであること。▲

エ 認定品のものとして赤色の灯火が含まれていないものは、第 2 屋内消火栓設備 7 (2) イ (ウ) によること。▲

オ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。

ただし、他の消防用設備等の電源と共用する場合で、他の消防用設備等に障害を及ぼすおそれがないときは、共用することができる。

カ 電源の開閉器には、パッケージ型消火設備である旨を表示すること。

(2) 表示

ア 消火薬剤貯蔵容器の直近の見やすい箇所にパッケージ型消火設備である旨を表示した標識を設けること。(パッケージ型消火設備告示第 4 第 5 号関係)

イ 「パッケージ型消火設備」である旨の表示、取り扱い上の注意事項、取り扱い方法、機器等の各種表示がなされていること。(パッケージ型消火設備告示第 9 関係)